

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市菖蒲町小林字小下後三六三三 番一地从先から同市菖蒲町小林字小下 後三六一五番一地从先まで</p>		区 間
<p>九・〇二〆 一五・五〇</p>	<p>九・〇二〆 一二・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一七八・七一</p>		延長 (メートル)
		備 考